

ID: 759

担当部署: 建設水道課

処分の概要	工作物管理者への費用負担命令		
法令名 根拠条項	道路法 第60条		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 法第60条の規定による。 (他の工作物の管理者の行う道路に関する工事に要する費用) 第60条 第21条の規定によつて道路管理者が他の工作物の管理者に施行させた道路に関する工事に要する費用は、この法律の規定に基いて当該道路に関する工事について費用を負担すべき者が負担しなければならない。但し、当該他の工作物の管理者が当該道路に関する工事に因り利益を受けた場合においては、当該他の工作物の管理者に対し、その受けた利益の限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日